

その他の施設基準

- ・入院時食事療養（Ⅰ）（療養病床については、入院時生活療養（Ⅰ））
（管理栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後 6 時以降）適温で提供しています。）
- ・重症者等療養環境特別加算（207 号）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算有）
- ・脳血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）（初期加算有）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算有）
- ・総合評価加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・画像診断管理加算 2
- ・C T 撮影（マルチスライス型機器による）
- ・持続血糖測定器加算 及び 皮下連続式グルコース測定
- ・在宅療養支援病院（在宅で療養する患者さんを対象に、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診・訪問看護ができる体制等を確保しています。）
- ・在宅時医学総合管理料 及び 特定施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・療養病棟療養環境加算 1 療養病棟のみ
- ・診療録管理体制加算 2
- ・データ提出加算 1
- ・機能強化加算（地域におけるかかりつけ医機能として、処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行っています。専門医師又は専門医療機関への紹介を行うとともに、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保険・福祉サービスに関する相談及び夜間・休日の問合せへの対応を行っている医療機関です。）
- ・二次性骨折予防継続管理料 2
- ・二次性骨折予防継続管理料 3
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（1） 1

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (1) ②
- ・ 入院ベースアップ評価料 23